

重点議題①の決定事項及び各種意見のまとめ

重点議題①

1. こどもの定義

第4回会議 こどもの定義(事務局案)

子ども権利条約と子ども基本法のハイブリット型

表記:こども

定義:18歳未満の者、その他これらの者と等しく権利を認められることが適当な者

理由:(こども): 18歳以上の者など、年齢で区切らない。

(18歳未満): 条例をもとに、各施策を実行していく上で一定の定義づけは必要のため。

(者): 市内に在住する市民のほか、市内に在学・在勤するこどもも対象に含むことができる。

(その他これらの者と等しく権利を認められることが適当な者):

年齢だけでは区分できないケースもあるため、「その他これらの者と等しく権利を認められることが適当な者」を併記することで、18歳以上であっても対象に含むことができる。

第4回会議の意見

- ・「その他これらの者と等しく権利を認められることが適当な者」が、誰を対象としているのか曖昧
- ・救済機関等の仕組みに関する対象者は厳密に決めておく必要がある
- ・「認められることが適当な者」というのを、誰が認めるのか
- ・条例上に定めるのか、別途規則等で定めるのか

⇒実際に条文化する際は、この定義がについて振り返りが必要。最終的には事務局も含めて条文をチェックする。

2. こどもの権利条例の理念

第4回会議 こどもの権利条例の理念のキーワード(事務局案)



(1)こどもが「権利の主体」であり、「ありのままで」生きること

(2)こどもが「安心」して生きること

(3)こどもが「意見が いえる」こと、こどもの意見が大人に「きいてもらえる」こと

(4)こどもが「自分で決める」こと・「自分らしく生きる」こと

⇒(1)～(4)は別々のものではなく、これらがそれぞれ繋がっていくことが大切です。

第4回会議の意見

- ・こどもの意見が「大人」にきいてもらえるということの「大人」を明記してはどうか。
- ・「こどもが権利の主体」と「ありのまま」を分けて考え、5本柱に。
- ・「ありのままで安心・安全」といったように、「安全」というキーワードを入れてはどうか。
- ・「大人もこどもの権利を理解し尊重する」というところまでを理念化してはどうか。

⇒下記のように、4本柱から5本柱に変更し、「安全」というキーワードを追加。また、「大人もこどもの権利を理解し尊重すること」を追加



大人が理解・尊重